

福島原発訴訟

第39号



かながわ原告団だより

発行 ● 福島原発かながわ訴訟原告団

〒231-0011 横浜市中区太田町4-55 横浜馬車道ビル6F 馬車道法律事務所内

TEL: 090-2742-5572 (村田) / 090-4885-9173 (唯野) FAX: 045-662-4831

E-mail → norikun@k6.dion.ne.jp

H.P. → <http://110311fkg.jimdo.com/>

【郵便振替】口座番号: 00230-5-136119

加入者名: 福島原発かながわ訴訟原告団

「被害の深層汲み取る判断を」

控訴審第1回弁論

福島原発かながわ訴訟は2019年12月20日(金)、東京高裁(白石哲裁判長)で第1回口頭弁論が開かれ、原告、被告(国)双方が控訴理由の要旨を陳述、審理がスタートしました。

原告側意見陳述に立った村田弘原告団長は、原発事故は続いているばかりでなく、事故後の国の政策によって被害者は二重三重の被害にさらされていることを強調、「被害の実相・深層を汲み取り、将来世代にも悔いを残さない判断を」と訴えました。また弁護団の小笠原憲介、山野健一郎、小賀坂徹各代理人が、それぞれ責任論、損害論の要旨を陳述、争点を浮き彫りにしました。一方、国側はもっぱら「長期評価」の信頼性に関する主張を繰り返し、東電側は口頭での陳述を避けました(2~7面に原告側陳述の概要)。

また、進行協議(12月10日開催)で、1年間の弁論期日が右の通り確認されました。



赤・青の横断幕と「民衆の歌」に送られて入廷行進をする原告・弁護団(12月20日、霞が関の東京高裁前)

＜今後の口頭弁論＞

第2回 3月13日(金)

第3回 5月22日(金)

第4回 7月17日(金)

第5回 10月2日(金)

第6回 12月4日(金)

(いずれも午後2時から)

「民衆の歌」の大合唱、傍聴抽選に180人

午後1時過ぎ、赤と青の横断幕と「民衆の歌」の大合唱の中を原告・弁護団が入廷行進。水地啓子弁護団長、村田原告団長の挨拶の後、福島から駆け付けた武藤類子ひだんれん(原発事故被害者団体連絡会)共同代表や吉川方章原発被害者支援東京・首都圏連絡会代表、山崎誠衆議院議員らが激励の挨拶。全国各地からの支援者ら約180人が傍聴抽選に並びました。

口頭弁論終了後、衆議院第2議員会館で開かれた報告集会にも神奈川をはじめ京都、岐阜、福島、群馬、千葉、東京の原告、支援者約150人が参加。いわき市から避難している東京訴訟原告の鴨下全生さん(高校2年生)が、11月来日したローマ教皇に訴えた文章を紹介、感動を呼びました。

「2倍請求止めよ」福島県交渉、内堀知事に抗議

ひだんれん(原発事故被害者団体連絡会)、「避難の権利」を求める全国避難者の会は12月25日(水)、避難者の住宅問題を巡る18回目の福島県交渉を行い、県が国家公務員宿舎に残っている避難者に対する「2倍家賃」の請求を止めるよう重ねて要求しました。県当局は、当事者の悲痛な訴えにも耳を貸さず、「財務省がいらないと言えば請求の根拠はなくなるが、そうでない限り最後の1人が退去するまで続ける」と断言。同21日(土)、東京国際フォーラムで開かれた「福島大交流フェスタ」で抗議を受けた内堀雅雄知事は沈黙を決め込み、頑なな姿勢を崩そうとしませんでした。

2002年「長期評価」の時点で予見可能性はあった

一審原告ら訴訟代理人 弁護士 小笠原 憲介

原判決は、2009年9月時点において、国に福島第一原発の敷地高を超える津波の到来について予見可能性があったと判断しました。理由は、当時東電が保安院の求めに応じ、佐竹論文（2008年）が貞観地震の波源モデルを提示したことに基ついて、貞観地震に基づく波高の試算結果を保安院に対して示していた点にあります。

しかし、原告らは2002年時点において福島第一原発の敷地高を超える津波の予見可能性が認められると考えます。

● 原子力発電所に求められる高度の安全性の理念を軽視



原判決は、①「長期評価」が科学的知見としての成熟度において限定的であったこと②仮定的な数値に基ついて津波シミュレーションを実施することは、リスクを過大評価する可能性のみならず、過小評価する危険を内包するものであるとして、「長期評価」の見解に基つく津波の予見可能性を認めませんでした。

しかし、①、②の事由は原判決が判断を誤ったものといえ、被告らには、「長期評価」を合理的な知見として踏まえ、予想される波高を把握する義務がありました。

①については、(ア)「長期評価」は国の機関たる地震本部の公的見解であり、地震学の専門家の充実した議論・検討を経て策定されたものであって、客観的根拠を有していたこと(イ)策定時点において、津波地震が巨大な低周波地震であり、それが固有に海溝寄りで発生するという知見は、2002年当時確立していた地震学的知見に基ついて取りまとめられたものであって合理的根拠を有することから、「長期評価」は科学的知見としての成熟度において限定的であったとはいえ、被告らにおいて当該知見を合理的な知見として踏まえ、予想される波高を把握する義務がありました。

②については、(ア)万が一にも津波による全電源喪失事故を発生させてはならないという視点に立つならば、その時点における最新の知見に基ついて津波シミュレーションを実施し、その結果に基ついて、原子力発電所の敷地・設備の現状で安全であるか否かを検証することは可能であり、行わなければならないはずですが、(イ)また、具体的な波源モデルが設定できないから対策を講じなくてよいというのであれば、福島県沖海溝寄りの津波地震が発生する可能性があることがわかっていながら、いつまで経っても対策を講じることができなくなり、結局、対策の先送りを是認することになりかねません。

以上のように、原判決の論理は、原子力規制に関する法令が趣旨とする原子力発電所に求められる高度の安全性の理念をあまりにも軽視していると評せざるを得ません。

● 建屋・非常用電源設備の水密化にも結果回避の有効性

原判決は、定量的評価を前提としない措置である非常用電源設備の高所設置のみを、可能な結果回避措置として位置付けました。その理由は、波高についての定量的評価はなし得なかった（未成熟であった）という点を挙げます。

しかし、原告らは、①建屋及び非常用電源設備の水密化、並びに②非常用電源設備の高所設置等という複数の防護措置を主張しており、原判決が認定した②以外の結果回避措置についても実効性が認められるものと考えます。

原判決は、予見可能性が認められる時点においては津波の定量分析ができないとの前提に立って、建屋及び非常用電源設備の水密化を考慮の対象から完全に除外してしまっています。しかし、その時点における最新の合理的な知見に基ついて、最新の技術によって定量分析を行い、裕度を考慮して対策を講じることが可能なはずですが、

国は、仮に「長期評価」に基ついて想定津波への津波対策を講じたとしても、実際の津波を防護することはできなかったとの主張を繰り返していますが、福島第一原発のタービン建屋は、津波対策を講じない段階でも建屋の外壁や建屋内部の間仕切り壁等がかなりの防護機能を果たしたことが、事故後の調査で客観的に明らかになっています。本件の結果回避可能性は、この事実を前提として、さらに水密化の措置を講じていたらどうだったのかというように、実態に即して判断されなければなりません。

● 予測困難な脅威でも高度の安全性が要求される規制

重要なのは、原発事故は万が一にも引き起こしてはならないものだということです。津波をもたらす地震は、台風の予測などとは異なり、将来予測が極めて難しい領域であることは周知の事実です。このような前提に立って、原発の規制がどうあるべきなのか、という観点から、予見可能性の内容が問われなければなりません。

また、結果回避可能性についても、「長期評価」に基つく予見可能性を踏まえて、水密化の措置による結果回避可能性を、実態に即して、検討しなければなりません。

控訴審においては、自然の脅威の前でも高度の安全性が要求される原発の規制がどうあるべきか、という根本に立ち返った常識的な判断を求めるものです。

権利侵害の重大さとかげ離れた被害実態の評価

一審原告ら訴訟代理人 弁護士 山野 健一郎

一審判決の内容は複雑かつ多岐にわたるため、中でも特に重要な評価すべき点4点と不十分な点3点を指摘します。まず、この判決の評価すべき点は、次の4点です。

- (1) 本件原発事故により一審原告らの重要な人権が広範かつ複雑な態様で侵害されたと認めた点
- (2) 一審原告らが生活基盤を喪失したことに着目して「ふるさと喪失慰謝料」を認めた点
- (3) 原子力損害賠償紛争審査会が定めた中間指針等が賠償基準としては不十分であるとした点
- (4) 一審被告らに対し、中間指針等における賠償基準の不合理を是正する内容の賠償を命じた点

● 被害は過去のものではなく現在進行形で発生している

一方で、原判決の判断が不十分であり、控訴審において見直しが求められる点もあります。以下の3点です。

(1) 「ふるさと喪失慰謝料」と「避難慰謝料」とを区別していない点

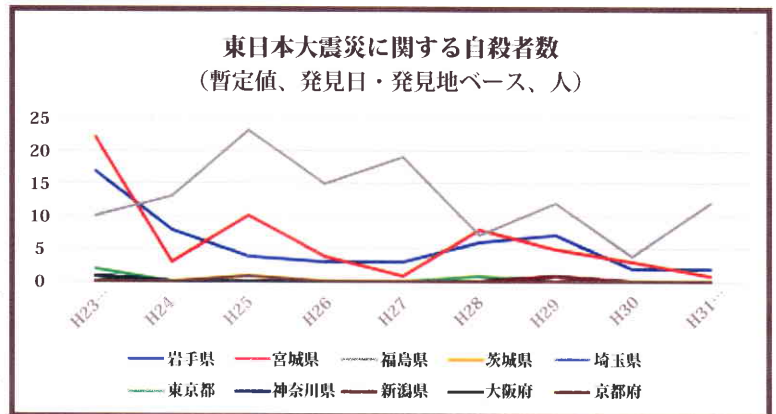
一審判決は、避難慰謝料はほとんど認めませんでした。しかし、避難生活の労苦について、そのすべてが裁判所の認めるふるさと喪失慰謝料で評価しきれものではありません。先行きの見通し不安や避難の長期化による様々な損害など、ふるさと喪失慰謝料では考慮し切れない損害も多くあります。

また、一審判決の認めたふるさと喪失慰謝料は、避難指示が出された時点、その一時点を基準に損害算定をしていますが、これでは、避難が長期化したことによる損害等は考慮しきれません。

事故から間もなく満9年を迎えますが、事故の被害は決して過去のものではなく、今現在も発生し続けています。

例えば、以下の統計があります。これは、厚労省が集計している、東日本大震災に関連して自殺してしまった方の数です。右の図のとおり、特に福島県では、今年になってもなお、減少傾向がほとんど見られません。

このように、被害は決して過去のものではなく、現在進行形で発生しているものです。このような被害を正確に把握するためには、避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料は、それぞれ別個に認められなければなりません。



<https://www.mhlw.go.jp/content/201910-shinsai.pdf>

● 交通事故死亡慰謝料の単純参照が低額認定招く

(2) 避難指示等のあった区域に関する損害算定において被害の評価が不十分な点

一審判決は、交通事故の死亡慰謝料の金額を考慮して本件の慰謝料額を定めています。そのために、慰謝料の金額が不十分なものとなってしまっています。

原発事故の被害者らは、長期間の避難生活を強いられた上、最終的にふるさと喪失にまで至ってしまったのですから、仮に交通事故の場合の慰謝料額を参考にするとしても、それは単に交通事故の死亡慰謝料のみを参照するのではなく、入院慰謝料と死亡慰謝料の合算額を参照すべきであり、その場合の慰謝料額は、一審認容額では低額にすぎます。

● 避難指示は政策判断、区域外避難者も「ふるさと喪失」

(3) 「裁判所の認めるふるさと喪失慰謝料」を避難指示等の対象区域にのみ認めている点

一審判決は、ふるさと喪失慰謝料を、放射線量の多寡や被ばくリスクの有無にかかわらず、避難指示等の有無のみにより判断しています。しかし、本来ふるさと喪失慰謝料は、放射線量や被ばくリスク等の多寡等も含めた総合的な見地に基づいて判断されるべきであって、避難指示の有無という政策的見地に基づく事情のみによって判断されるものではありません。

また、区域外避難者は、「生命・身体の危険を甘受して現地に止まるか」「これまでの生活環境全てを捨てて避難するか」の究極的な不利益の二者択一を迫られたものです。

区域外避難者は、このような不利益の選択を余儀なくされ、さらには、後々まで自らが選んだその選択が正しかったのかを悩み続けるという現実があり、こうした不利益の選択による残酷な側面が直視されなければいけません。

このような場合、「本件平穏生活4要素」は、避難指示があった区域と同様、全喪失に近いほど失われたと評価できます。

そのため、避難指示等の区域の内外を問わず、「ふるさと喪失・生活破壊慰謝料」と「避難慰謝料」が認められるべきです。